

議案第46号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令  
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																						
<p>○三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領 平成16年4月1日教育委員会訓令第11号</p> <p>略</p> <p>第4 実施の方法</p> <p>1 事前の準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 担当教職員は、健康診断の実施に当たり、<u>学校医、学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため、全学年において、規則第11条に規定する保健調査及び過去の健康状態の継続的記録、日常の健康観察等をまとめ、学校医等の健診資料を作成する。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 検査の項目</p> <p>(1) 次の項目について実施する。(規則第6条第1項による。)</p> <p>ア <u>身長及び体重</u></p> <p>イ 栄養状態</p> <p>ウ <u>脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状況</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 実施学年</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th colspan="5">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長・体重</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td><u>                    </u></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>栄養状態</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	小学校					中学校			1	2	3	4	5	6	1	2	3	身長・体重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<u>                    </u>										栄養状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>○三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領 平成16年4月1日教育委員会訓令第11号</p> <p>略</p> <p>第4 実施の方法</p> <p>1 事前の準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 担当教職員は、健康診断の実施に当たり_____</p> <p>_____，規則第11条に規定する保健調査及び過去の健康状態の継続的記録、日常の健康観察等をまとめ、<u>学校医等の検診資料</u>を作成する。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 検査の項目</p> <p>(1) 次の項目について実施する。(規則第6条第1項による。)</p> <p>ア <u>身長、体重及び座高</u></p> <p>イ 栄養状態</p> <p>ウ <u>脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無</u></p> <p>エ～シ 略</p> <p>(2) 実施学年</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査項目</th> <th colspan="5">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長・体重・ <u>座高</u></td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>栄養状態</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	小学校					中学校			1	2	3	4	5	6	1	2	3	身長・体重・ <u>座高</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	栄養状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○
検査項目		小学校					中学校																																																																																
	1	2	3	4	5	6	1	2	3																																																																														
身長・体重	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																														
<u>                    </u>																																																																																							
栄養状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																														
検査項目	小学校					中学校																																																																																	
	1	2	3	4	5	6	1	2	3																																																																														
身長・体重・ <u>座高</u>	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																														
栄養状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																														



するものとする。結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者に対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を実施する。

(4) 四肢の状態について

実施学年は、小学校及び中学校の全学年において検査を実施するものとする。四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

第5～第7 略

第8 諸報告の提出

健康診断実施後、その結果を所定の様式によりその都度示された期限までに報告する。


するものとする。結核の有無の検査は、問診により行うものとし、問診を踏まえて学校医等において必要と認める者であつて、結核に関し専門的知識を有する者等の意見により、三次市教育委員会において必要と認める者に対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を実施する。

第5～第7 略

第8 諸報告の提出

健康診断実施後、その結果を所定の様式により次の表に示す提出期限までに報告する。

提出書類	提出期限		
	市立小中学校⇒市教委⇒教育事務所⇒県教委		
児童・生徒定期健康診断実施報告書	8月20日	8月30日	9月10日
学校歯科保健調査票	8月20日	8月30日	9月10日